

平成 13 年 8 月 30 日

訓 令 甲 第 3 3 号

存 続 期 間

## 警視庁警察職員分限手続規程

警視庁警察職員分限取扱規程（昭和 32 年 9 月 1 日訓令甲第 40 号）の全部を次のように改正する。

- 〔沿革〕 平成 16 年 8 月 訓令甲第 25 号（い）  
17 年 4 月 同第 15 号（ろ）  
22 年 3 月 同第 16 号（は）  
26 年 3 月 同第 14 号（に）  
27 年 3 月 同第 20 号（ほ）  
28 年 2 月 同第 1 号（へ）  
29 年 1 月 同第 1 号（と）改正

### （目的）

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下、「法」という。）及び職員の分限に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 85 号。以下「条例」という。）に基づく警視庁警察職員（以下「職員」という。）の分限の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。（は、に）

### （職員の意義）

第 2 条 この規程において職員とは、警視以下の階級にある警察官、警察行政職員及び一般職非常勤職員をいう。（ほ、と）

### （所属長の意義）

第 3 条 この規程において所属長とは、所属及び所属長の呼称に関する訓令（昭和 35 年 8 月 15 日訓令甲第 23 号）第 2 条に定める所属長をいう。

2 前項の所属長（前条の職員に限る。）がこの規程の手続の適用を受ける場合は、本部の所属長についてはその属する部の長を、警察署長については警務部長を所属長とみなす。

### （職員の意に反する降任、免職、休職及び降給）

第4条 条例第3条第1項又は第3項の規定による降任、免職又は降給は、既往2年間における勤務成績又は適格性を判定することができる資料を客観的に総合判断して勤務成績が不良であり、又は適格性を欠くことが明らかな場合に行うものとする。（に、ほ）

2 法第28条第1項第4号の規定によりいずれの職員を降任し、又は免職するかは、勤務年数、勤務成績その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

3 条例第3条第2項の規定による降任、免職又は休職は、所属長の指定する医師2名により次の各号の診断がなされた場合で、その負傷又は病気のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない、又は長期の休職が必要であることが明らかなときに行うものとする。ただし、2名の医師の診断が相違するときは、更に1名の医師を指定して診断を行わせるものとする。

(1) 負傷し、又は病気にかかり長期の休養をしても回復の見込みがなく、かつ、その症状が職員としての責務を遂行することができないと診断された場合

(2) その症状が警察職務の遂行に著しい障害を及ぼすものと診断された場合

(3) 職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号）に定める病気休暇日数を経過し、なお引き続き長期の休養を要すると診断された場合

(4) 警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）に規定する傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）日数が前号に規定する病気休暇日数と同期間を経過し、なお引き続き長期の療養を要すると診断された場合

4 前項において、所属長は、指定する医師の診断を受けない所属職員があるときは、別記様式第1号により、当該所属職員に対し診断を受けるよう命ずるものとする。

（所属長の責務）

第5条 所属長は、所属職員が降任、免職、休職、降給、失職又は復職に該当すると認めた場合は、速やかに事実を調査して意見を付し、別記様式第2号に資料を添付して警視総監に上申しなければならない。この場合において、条例第3条第2項による休職のときは、医師の診断書、症状によりレントゲン・フィルム等を添付するものとする。（に）

（委員会）

第6条 職員の分限等を審査するため、警視庁本部に警視庁警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。（は）

2 警視総監が職員の分限等を行うに当たり必要があると認めたときは、委員会に審査を命

ずるものとする。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、委員長及び3人以上7人以内の委員をもって構成する。

2 委員長は、警務部長とする。

3 委員は、理事官以上の職にある者の中から委員長が指名するものとする。

(議決)

第8条 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(書記)

第9条 委員会に書記1人を置く。(に)

2 書記は、委員長が指名するものとする。

3 書記は、別記様式第3号を作成するものとする。

(除斥)

第10条 個々の事案において、審査の対象者との関係その他の事情から審理の公正を欠くおそれがあると認められるときは、委員長又は委員をその審査に参加させないことができる。

(委員長代理)

第11条 委員長に事故があるときは、その都度、警視總監の指定する者がこれを代理する。

(委員会の審査)

第12条 委員会の審査に必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

2 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

(報告)

第13条 委員長は、審査終了後、分限の内容等を警視總監に報告しなければならない。

(辞令書等)

第14条 免職、降任、休職、降給及び復職の辞令書は別記様式第4号とし、処分説明書は別記様式第5号とする。(に)

2 職員が失職に至ったときは、別記様式第6号の通知書を交付するものとする。

3 職員の免職に伴う労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定による通知は、別記様式第7号によるものとする。

4 前3項の辞令書、処分説明書及び通知書は、所属長から当該職員に交付するものとする。

(職員の義務)

第15条 第4条第3項による休職を発令された職員は、医師の指示に従い療養に専念しなければならない。（に）

2 第4条第4項の規定により所属長から医師の診断を受けるよう命ぜられた職員は、これに従わなければならない。

（支給品及び貸与品の返納）

第16条 職員が免職の処分を受けたときは、支給品及び貸与品を速やかに返納しなければならない。（い、に、ほ）

2 職員が休職の処分を受けたとき及び失職に至ったときは、使用期限の満了しない支給品及び貸与品を別記様式第8号の目録に添えて、速やかに返納しなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年8月30日から施行する。

附 則（平成28年2月訓令甲第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別記様式第1号から別記様式第8号まで〔略〕